

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会（第5回）議事録

1 日時 平成26年12月11日（木） 13時00分～13時47分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、徳田 英幸（部会長代理）、相田 仁、須藤 修、
谷川 史郎、知野 恵子、新美 育文、野間 省伸（以上8名）

（2）臨時委員（敬称略）

磯部 悦男、木場 弘子、山根 香織、米倉 誠一郎（以上4名）

（3）総務省

桜井総務審議官、武井官房総括審議官

（情報通信国際戦略局）

鈴木情報通信国際戦略局長、巻口参事官

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総務課長、
吉田事業政策課長、柴山事業政策課調査官、竹村料金サービス課長、
片桐料金サービス課企画官、河内データ通信課長、
塩崎電気通信技術システム課長、富岡電気通信技術システム課企画官、
堀内番号企画室長、宮地高度通信網振興課長、吉田消費者行政課長、
飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、
田原電波政策課長、布施田移動通信課長

（4）事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

（1）「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）について

（2）委員会の廃止について

開 会

(山内部会長) 本日は写真撮影の申出がございますので、会議冒頭の部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承ください。

ただ今から、情報通信審議会第5回2020-ICT基盤政策特別部会を開催いたします。

本日は、構成員14名中、現在のところ10名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方

ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」

答申(案)について

(山内部会長) 本日は、諮問第21号「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申(案)について、ご議論いただくことを予定しております。

本件につきましては、10月16日に開催された当部会において決定した答申(案)を、11月19日までの間、意見招請に付しました。

それでは、事務局から意見招請の結果について、ご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(吉田事業政策課長) 資料5-1から5-4について説明させていただきます。10月16日に開催した第4回の当部会でご議論いただいた答申(案)について、意見招請を行いました。

まず、資料5-3として、紙ファイルで綴じている資料が意見招請で提出されたご意見とこれに対する考え方(案)であり、資料5-4がその概要となっております。また、資料5-1が意見招請で出されたご意見等を踏まえ修正した答申(案)であり、資料5-2はその概要となっております。本日は資料5-4でご意見に対する考え方の概要を説明させていただきます。また、答申(案)の修正箇所を、答申(案)本文となる資料5-1に基づいて説明させていただきます。

まず、資料5-4の1ページ目をご覧ください。10月21日から11月19日まで意見募集を行い、71者からご意見をいただきました。法人・団体54者のお名前は資料のとおりです。いただいたご意見とそれに対する考え方(案)の概要は3ページ以降に記載してございます。

3ページをご覧ください。はじめに／1. 検討に当たっての基本的な考え方、2. 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿についての主なご意見です。左側が主なご意見の概要、右側がそれに対する考え方（案）を記載しています。

1つ目のご意見は、答申（案）全体を通じ賛同するもの。2つ目は、様々な課題解決のためのICTが重要であり、総務省だけでなく全省庁あげて早急に取り組むべきというご意見です。これに対する考え方（案）は、右側にございますとおり、経済の活性化・効率化、社会的課題の解決、安心・安全の実現、地域の活性化等、ICTの役割を整理し、最大限に発揮できるようなICT基盤を目指すための取組を提言しています。政府の各種会議において検討が進められ、政府全体として取組を推進しているとしています。

3つ目から5つ目までのご意見ですが、それぞれ環境への負荷の軽減、国際協調、独自のインフラによる事業展開を通じた地域の公共福祉の増進の重要性について、ご意見をいただきました。これらの観点は重要と考えられることから、答申（案）に追記することとしています。

具体的には、資料5-1の答申（案）本文の8ページをご覧ください。修正箇所を下線を引いています。8ページ上の方でエネルギー問題について触れているくだりで、「環境への負荷の軽減」を追記してございます。

続きまして、同じ答申（案）本文の12ページをご覧ください。上の方に、「この目指すべきICT基盤については、国際化・グローバル化の進展を踏まえ、国際的な協調を推進しつつ、その実現を図っていくことが望ましい」と追記するとともに、下の方で、「ケーブルテレビ・電力系の電気通信事業者等の多様なプレーヤーによるICT基盤が維持・発展し、人口減少や過疎化が進む地域においてもニーズに応じた多様なICTサービスが提供されることにより、地方の創生にも資することが期待される」と追記しています。

また、同じ答申（案）本文の20ページをご覧ください。下の方の下線を引いたところのとおり、設備競争の重要性について記述している箇所で、「ケーブルテレビ・電力系の電気通信事業者等を含む複数事業者による」という説明を追記しています。

それでは、また資料5-4のご意見等の概要の4ページをご覧ください。3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進についてのご意見です。固定通信市場における禁止行為規制については、禁止行為規制の維持に賛同するご意見と、将来的には緩和・撤廃を検討すべきとのご意見をいただいています。これについては、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であり、市場シェアを考慮して対象の電気通信事業者を指定する移動通信市場における市場支配力とは異なるとしています。

5ページをご覧ください。（3）移動通信市場における禁止行為規制についてのご意見です。上の3つは不当な優先的な取扱い等についてのご意見です。1つ目、自己の関係事業者に対する不当な優先的な取扱い等については、引き続き禁止することに賛同する。

2つ目、自己の関係事業者の定義については、他の電気通信事業者との連携に当たって支障がないように対処すべきである。3つ目は、不当な優先的取扱い等の禁止の緩和に反対というご意見です。これらについて、2つ目の右側、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないこと、「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義については、総務省において、具体的に検討することが適当としています。また、3つ目のご意見については、イノベーションを促進し新たな付加価値をもたらすことへの期待や、異業種との連携を加速させる観点から、緩和する方向で見直すことが適当としています。

下の2つのご意見は、不当な規律・干渉の禁止についてのご意見です。これにつきましては、撤廃に賛同というご意見と撤廃に反対というご意見をいただいておりますが、端末設備の購買力等の影響力が相対的に低下していること等も踏まえ、撤廃する方向で見直すことが適当としています。

6ページをご覧ください。3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進、いわゆるサービス卸についてのご意見です。

主なご意見といたしまして、サービス卸の提供が新サービス創出、経済成長への寄与等も期待できる新たな取組との評価に賛同する。なお、ビジネスの自由度や柔軟性が確保できるよう環境整備を要望する。2つ目のご意見として、適正性・透明性・公平性を十分に確保することが必要であり、適切な規律を導入すべきである。また、サービス卸の料金等を公表すべきである。3つ目のご意見として、規制は最低限とすべきである。また、卸料金等は公表すべきでないというご意見をいただいております。

これについては、右側にございますとおり、サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において検証の仕組みを含め具体的な仕組みの検討が行われることが適当としています。サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまい、イノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものと考えてしております。

7ページをご覧ください。サービス卸に関するご意見の続きといたしまして、キャッシュバックに対して実効性のある監視及び検証を行う体制を導入すべきである。セット割引に対する具体的な事前措置を講ずべきとご意見をいただいております。考え方（案）では、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用

者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。セット割引については、正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されると、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービス提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。答申（案）では、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当とされており、提出されたご意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当としております。

8 ページをご覧ください。4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進についてです。

(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入につきましては、賛同というご意見と反対というご意見をいただいております。これについては、右側にございますとおり、協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている状況にあること等を踏まえれば、更なる寡占化を防止し、サービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図る観点から主要事業者のグループ化に関する規律を導入することが適当としております。

(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しにつきましては、賛同するご意見と、シェアが低く規模の小さい事業者については、追加的な規制は課すべきではないとするご意見、シェアのみをもって異なる規律を適用すべきではないというご意見もいただいております。右側にございますとおり、ネットワークが別々に構築されていることにより規模の小さい事業者にとって交渉上の優位性が高まらない場合などには、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、総務省において、適切な制度設計を行うことが適当と考えるとしております。

この項の最後のご意見ですが、グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しに反対というご意見もいただいております。シェアの高い事業者と低い事業者との一体的な市場支配力の濫用等が行われ、MVNO等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じていることに鑑みれば、市場の実態に合致した制度とすることが適当であるとしております。

9 ページをご覧ください。(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保についてです。賛同するご意見と、過度な負担を強いること等がないよう制度設計において考慮すべきというご意見、あるいは反対のご意見をいただいております。この点につきましては、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している状況を踏まえれば、多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するためには、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入すること等により、規制の実効性を高めることが適当としております。過度な規制とならないよう留意しつつ、総務省において具体的な検討を行うことが適当としております。

10 ページをご覧ください。移動通信サービスに関する競争の促進についてです。

(1) MVNOの更なる普及促進のための環境整備については、二種指定設備制度に関する規定を整備することに賛同というご意見、あるいは複数のMVNOからサービス提供者を選択することが可能であり、アンバンドルに関する事業者間協議で問題は顕在化していない等のため、二種指定設備制度について新たな規制の導入は不要というご意見をいただいております。この点につきましては、二種指定事業者が設備を貸し出す機能の利用が増加し、事業者によってはこのような機能の開放が実現されない不透明な時期も存在した。したがって、全ての二種事業者が開放すべき基本的な機能については、今後とも迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当としております。

3つ目、4つ目のご意見ですが、HLR/HSS機能のアンバンドル等の実現に向けた取組を促進することに賛同というご意見、また、更にMVNO独自のSIMの発行等が可能となるよう制度整備をすべきというご意見をいただいております。この点につきましては、現時点ではMVNO独自のSIMの発行やMVNOによるHLR/HSSの保有に関する事業者間協議は十分に行われておらず、技術的可能性や経済的負担等について明らかになっていない状況であると考えため、まずは要望するMVNOと二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、検討することが適当としてございます。

11ページをご覧ください。(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化とSIMロック解除の推進についてです。賛同するご意見と、販売奨励金等については、事業者の自主的な適正化に委ねるのではなく、上限値を定める等の規制を設けるべきとのご意見をいただいております。この点につきましては、販売奨励金そのものは商慣行として否定されるものではなく、また、自主的な取組を実施していく方針が各事業者から示されたことを踏まえ、まずは端末と通信サービスの分離等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促していくことが適当としております。

また、3つ目のご意見ですが、SIMロックを解除するか否かについては事業者の判断に委ねるべきとのご意見もいただいております。この点につきましては、利用者の過度な囲い込みを通じて利用者の利便性や適正な競争を損なうことが問題として指摘されており、こうした問題は端末購入時に端末メーカー等がSIMフリー端末の選択肢を用意することにより解消されるものではないため、電気通信事業者は利用者の求めに応じてSIMロック端末のロック解除に応じることが適当としております。

(3) 低廉で多様な利用者料金の実現につきましては、料金プランの多様性や必要性は事業者の判断であり、料金に関する新たな規制や報告は不要とのご意見をいただいております。料金プランの多様化については、一義的には公正競争の促進を通じてその実現を図るべきものである。しかし、主要3グループが寡占状態にある中、携帯電話事業者のデータ通信の料金プランが従来から画一化され、平均的な利用実態から大きく離れていたことも踏まえ、利用者利益の確保の観点から、その是正策を答申(案)で提言したものであるとしております。

12ページをご覧ください。4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進に

ついてです。

(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方につきましては、専門的な知見に基づく検討に着手することに賛同するご意見、「設備投資インセンティブへの配慮」について十分留意すべきとするご意見、競争事業者がNTT東西と同等の競争条件で事業展開できる環境は既に整っており、分岐単位接続料を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要といったご意見をいただいております。

2番目のご意見につきましては、設備投資インセンティブに配慮しつつ行うことが適当であり、ご意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当としております。

3番目のご意見については、F T T H市場では参入障壁が高いという指摘がある一方、事業者間の競争を促進することで伸び悩む利用率の向上を図ることが必要である。平成24年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申の取組が十分に進んでいない状況にある。こうした状況を踏まえ、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討に着手することが適当としています。なお、「より専門的な知見に基づく検討」は分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続制度の在り方について議論することを提言したものであるとしております。

13ページをご覧ください。5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備についてです。

(1) 説明義務等の在り方については、適合性の原則の制度化に当たっては、適合性の原則を踏まえるべき利用者について明確な基準を設けるなど、実際の運用を見据えた詳細な検討が必要とのご意見をいただいております。これにつきましては、ガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当と考える。また、利用者からの希望に応じ、利用者の負担にも対応することが適当と考えるとしております。

(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方の項については、初期契約解除ルールについて多くのご意見をいただいております。まず、上の2つ分ですが、販売形態を問わずに初期契約解除ルールを導入すべき、あるいは顧客が自らの意思に基づき事業者等に申し込む場合や、店舗販売・通信販売の場合は対象外とすべきというご意見をいただいております。この点につきましては、契約の複雑性や使ってみなければ品質が分からないサービスの特性を踏まえて導入が求められるものであり、販売形態によらずに導入することが適当である。ただし、対象となる具体的なサービスについては、引き続き総務省において検討することが必要としております。

端末を初期契約解除ルールに含めるかどうかの点につきましては、事業者の自主的な取組による成果が十分に確認されない場合には、端末等を初期契約解除ルールの対象とすることの検討が必要というご意見、一番下になりますが、端末等に係る制度化は将来にわたって行うべきではないというご意見をいただいております。この点につきましては、

主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、SIMロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することが適当と考えます。また、そのような制度化が行われないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店が自主的に取り組むことを期待し、仮に、そうした取組では十分でないということになった場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当としております。

14ページをご覧ください。契約関係の離脱ルールの続きです。

期間拘束付契約に自動更新がセットであることにより料金プランの割引があるため、顧客の利便性の観点から慎重な検討が必要とのご意見をいただいております。この点につきましては、利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生するため、契約を解約することが実質的に制限されてしまい、利用者の視点から問題ではないかとの強い指摘があったところであり、更なる取組について検証、検討を行うことが適当としております。

(4) 苦情・相談処理体制の在り方については、電気通信事業者協会において、苦情・相談の分析等に特化した検討部会の新設を速やかに行う方向で検討を進めているというご意見をいただいております。代理店を含め業界横断的に苦情・相談の分析を行い、適切な対応につなげることは非常に重要と考えるとしております。

15ページをご覧ください。5.2. ICT基盤の整備推進による地方の創生についてです。

(2) ICT基盤の整備及び支援の在り方については、補助金の活用による未整備地域の推進に賛同というご意見、ICT基盤の整備は、特定のアクセス手段に限定せず、多様な手段により実現すべきとのご意見をいただいております。この点につきまして、移動系ブロードバンドサービスの拡大等により、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進めることが適当としております。

(3) ユニバーサルサービスの在り方につきましては、未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえ、見直しの検討を行うことに賛同というご意見、もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」とは言えなくなると考えており、国民的な議論・見直し検討を早急をお願いしたいというご意見をいただいております。この点について、固定電話は高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当であり、ユニバーサルサービスの対象となるサービス等については、負担と受益の関係に留意しつつ検討を行うことが適当としております。

最後のご意見ですが、ユニバーサルサービス制度をブロードバンドに拡大することを検討すべきというご意見をいただいております。携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当としており

ます。

16ページをご覧ください。5.3. 訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現についてです。「SAQ² JAPAN Project」に沿った取組に賛同、海外からの持込端末における国内発行SIMの円滑な利用が可能となるよう、確実な履行を求めるとのご意見をいただいております。訪日外国人のICT利用環境を整備するために必要な対応を検討していくことが適当としております。

17ページをご覧ください。6. 適切な行政運営の確保等についてです。

透明かつ明確なルールに基づく公正競争環境の確保が必要である、市場の変化等を考慮した適時適切な対応が必要とのご意見をいただいております。

新たな行政運営サイクルの確立に当たっては、過度な規制とならない制度設計とすべきとのご意見もいただいております。これについては、ご意見を踏まえ、制度設計に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮すべき旨を答申（案）に追記することとすとしております。

市場の評価を法令や政策に反映させるためには、評価過程の透明性の確保や、関係者による議論も含めた多角的な検証が必要とのご意見をいただいております。この点については、具体的な市場動向の分析・検討に係る仕組みについて、総務省において検討することが適当であるが、その際には、行政運営の予見性・透明性の確保が必要であること及び分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があることを踏まえる必要があるため、答申（案）にその旨を追記するとしております。

具体的には、資料5-1の答申（案）の本文の52ページをご覧ください。下の方になりますが、下線のとおり、市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、事業者の負担にも配慮しつつ位置付けることが望ましいとして、事業者への負担への配慮を追記しています。また、更にその下ですが、「また、市場動向の分析・検証結果の公表等の透明性の確保の在り方については、利用者や事業者にとって行政運営の予見性・透明性の確保が重要であること及び分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があることの双方の観点を踏まえつつ、総務省において検討することが適当である」と追記しています。

また、その下の（3）各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立の項目につきましても、53ページをご覧ください。この項目にも、「事業者の負担にも配慮しつつ」という趣旨を追記してございます。

主なご意見につきましては以上でございますが、その他のご意見に基づき答申（案）を修正させていただいた箇所がございますので、ご説明させていただきます。

資料5-1の答申（案）本文の23ページをご覧ください。第2段落後段の料金水準や営業利益に関する記述がございますが、この点について、何ら根拠が示されておらず、印象論であるため削除すべきであるのご意見をいただきました。この点は、確かに根拠を一部しか記述しておりませんでしたので、脚注46に参考資料を引用する形で携帯

電話事業者各社の料金プランや料金の国際比較について追記してございます。

また、同じ答申（案）本文の32ページをご覧ください。中段の（3）低廉で多様な利用者料金の実現の第2段落ですが、意見招請を行った答申（案）では、「次の2点を満たす利用者のデータ通信分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である」としておりましたが、この点について、データ容量を選ぶことが可能となる新しい料金プランは本年もう既に導入済みであるというご意見をいただきました。ただこの点については、多様な料金プランも引き続き重要であると考えられますので、ご指摘を踏まえまして、本文をこのように「今後とも継続的に提供しよう」と修正しますとともに、脚注65の方に事業者の取組を追記しています。

次に、同じ答申（案）本文の48ページをご覧ください。無料Wi-Fiの利用環境に関しまして、前回の当部会にご欠席の構成員から、情報セキュリティ対策に十分に配慮しながら利便性の向上を図ることが必要である旨のご意見をいただきましたので、その旨を追記してございます。

答申（案）に対するご意見とそれに対する考え方、また答申（案）の修正の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（山内部会長） どうもありがとうございました。それでは、ただ今ご説明をいただきました件に関しまして、皆様の方からご意見、ご質問をいただければと思います。ご発言ある方いかがでございましょうか。それでは、磯部臨時委員、どうぞ。

（磯部臨時委員） 答申（案）の修正の考え方及び修正文案については、部会としてこれで結構だと思います。

感想めいたことを2つほどお話しさせていただきますと、資料5-4の17ページに、行政運営の確保についてのご意見が寄せられています。やはり事業者側としては、規制が上積みされたり、負担が増えたりすることを非常に心配されているということだと思います。ただ、16ページまでにいろいろ書かれている公正競争を維持していくための行政運営をするためには、こういった機動的な対応体制が必要なのだということをご理解いただければ、この点をご理解いただけるのではないかと思います。例えとしては、スポーツのレフェリーがグラウンドの中を一緒に走るイメージではないかと思いますが、そういったことをご理解いただければ良いのではないかと思います。

それから、同じく資料5-4の3ページに、環境への負荷の軽減に関するご意見がありました。もちろん、ICTを使って環境対策をすることへの期待もあるかと思いますが、それに加えて、ICTがどんどん便利になることは、膨大な電力や希少資源を使っていることを意識しなければいけないとおっしゃっているのだと思います。ICTが非常に力を持って、ともすれば地球を変えてしまうぐらいのパワーを持っていることを、行政を運営する側も事業を行う側もよく意識してくださいと、そういう巨視的な視点を持ってくださいというご意見かと感じられます。答申（案）をどうするということではありませんけれども、そういう見方も念頭に置いておく必要があるのではないかと思います。

ました。

以上です。

(山内副会长) ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。米倉臨時委員。

(米倉臨時委員) 大きな方向性は良いと思うのですが、気になるのは、6ページの3.

2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進というところですが。ここの考え方のところに2つありまして、「料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組み」を総務省において検討する。その次の、「一定の透明性の確保に係る仕組みについて総務省の検討」となっているのですが、世界的に先進国から見ると、日本の国とNTTはまだ株式の持ち合いを通じて利害共同体であるという認識は免れない。そういう点で、この総務省による検討というのは審判とプレーヤーが同じになっているという印象を与えたいと思います。

そのときに、この文章を読めば、「一定の透明性」の「一定」を書く必要は全くないと思います。料金その他提供条件の適正性からずっときて、外部による検証可能性も含め透明性が確保される仕組みの導入、これは非常に明快で良い文章だと思うのです。ただ、ここに「一定」という言葉を入れるところに官僚の悪賢さとかそういうことを感じるので、お前はこの席にいたのにこの「一定の」という言葉を許したのか、御用学者と言われたいためにも、削除しても全く問題がないと思うので、可能であれば本文の22ページの2段落目の「一定」という言葉を除いていただいて、その前にある外部委員の利用とか透明性の確保、それで十分だと思います。それ以外のことがあれば、基本的にはその都度いろんな形で審査すればいいことであって、原則は一定の透明性というのはいり得ないと考えますので、ぜひ削除していただきたいと思います。

以上です。

(山内副会长) ありがとうございます。実はこの部分の「一定の」という言葉は、基本政策委員会でもずいぶん議論したところでもあります。

(米倉臨時委員) それは官僚に負けたということですね。

(山内副会长) いえ、米倉臨時委員もそういうご意見を明確にされたということで、米倉臨時委員はご理解いただけなかったけれどもというご説明したいと思っております。実際に主な意見、両方出ておりまして、それで、基本政策委員会でもこの「一定の」をどうするかについて随分議論した中で出てきたこの言葉でありまして、その意味では、今、米倉臨時委員がおっしゃったようなことは確かにあるとは思いますが、随分議論した結果であるとお理解いただければと思います。

この件につきましては、意見招請の前からこの形でご提案しているので、その点もご理解いただければと思います。

(米倉臨時委員) 聞いておきます。発言した旨は明記しておいてください。

(山内副会长) はい。ご発言は議事録に明確に残ります。

そのほかにございますか。どうぞ、知野委員。

(知野委員) 資料5-4の13ページの説明義務の在り方についてです。これまでの会議でも何度か発言をさせていただいたのですが、適合性の原則、本文中の41ページですけれども、高齢者、未成年者、障害者等のように配慮が必要な人たちと限定されていますけれども、それ以外の人にとっても、店頭での説明はよく分からない、難しい。立て板に水に説明されても何だか訳が分からないままサインしてしまうこともありますので、まず理解できるような説明を行うような配慮がやはり必要だと思います。これは13ページによりますと「総務省がガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当」ということですので、このガイドラインについては、そういったことも含めて記述いただきたいと思います。

それから、14ページの契約の自動更新についても、「ICTサービス安心・安全研究会」でこれから必要に応じて更なる検討が適当ということですが、これもやはり分からないまま気がつけば更新時期が過ぎている、ということが繰り返されておりますので、ぜひとも研究会できっちり検討していただきたいと思います。

以上です。

(山内部長) ありがとうございます。事務局におかれましては、こういうご意見を受け取っておいていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特によろしゅうございますか。では、木場臨時委員、どうぞ。

(木場臨時委員) 早く終わってしまいそうなので、感想になりますが、お疲れ様でございました。1年弱でございますが、ユーザーの視点で日々非常に気になっていること、困ったこと等々を発言させていただきましたけれども、今回の答申(案)の中にはかなり利用者の視点が入っておりまして、先ほどこの消費者の保護ルール等々も半歩なり1歩なり前進して踏み込んでくださったという印象を持っております。

また、前回も申し上げましたが、イノベーションの創出もしっかりと明記されて、意識されていると思いました。お疲れ様でした。

少し別件になるかもしれませんが、気になっておりますのが徳島での大雪による停電の話です。だいぶ収束はしつつあるようでございますけれども、IP電話が繋がらなくて、山間の地域の集落が孤立してしまったという話です。IP電話は安いですし、インターネットの契約をするとセットで付いてくるということもあって便利になっていて、固定電話よりも今はIP電話の契約数の方が少し上回った状態と伺っております。また、今回の山間部では、80%以上がIP電話になっていたとも伺っております。

最近では携帯電話を持っている方が多いので、災害時の通信手段は以前よりも確保されていると言えると思うのですが、今回のように電波の悪い地域や、あるいは高齢の方でまだ携帯電話を持っていない方もいらっしゃる、そういう方々は依然として家の固定電話がライフラインになっていると思います。ブロードバンドやIP電話がどんどん利用されて普及していくことは大変良いことだとは思いますが、停電になるとこういうこ

とが起きるといことも考えて、バックアップをきちんと考える等、これからは常にライフラインの確保を意識しながら取組を続けていただければと、今回と少し離れますけれども、そういう希望を最後に申し上げたいと思います。

以上です。

(山内副会长) どうもありがとうございます。非常に重要なご指摘をいただきました。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、山根臨時委員。

(山根臨時委員) ありがとうございます。私も感想になってしまいますが、通信の分野は、やはりほかの業種と違って独特の世界で、いろいろな歴史の変遷もあって、また、専門的でとても難しく、更に新しい技術や事業展開がものすごいスピードで進んでいて、特に関心を持っている人や意識の高い人でないと、なかなか消費者はついていけない、置いてきぼりになりがちです。

そうすると、やはり事業者等の言いなりになりがちで、この分野は消費者目線の対応が随分遅れていたのだと思っています。ただ、ここで今回、消費者保護の視点や利用者の立場に立ってどうあるべきかを考えて、相当議論も進んで盛り込まれたので、その辺りはとても評価をしております。

ただ、今後の検討課題とされる部分も多いので、省内や省外で縦割り云々ということがないように、引き続き熱心に取り組んでいただきたいですし、私たちが注目していきたいと思っています。

お試しサービスについて適切な運営がされるのか、その辺りも更なる改善を進めて欲しいですし、ユニバーサルサービスについても、今もご指摘があったように、やはり災害時という点をきちんと見ていただきたいし、議論を進めていただきたい。また、契約の2年縛りのことであるとか、様々、今後も議論等を進めていただきたいと思っています。

経済成長やオリンピックへ向けてということで競争がますます盛んになるとは思いますが、消費者にとって望ましい競争であってこそと思いますので、何が大切かということ、総務省に常に押さえていただいて、敏感なチェックを進めていただき、世界に誇れるような分野にしていきたいと思っています。

以上です。

(山内副会长) ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、貴重なご議論をいただき、ありがとうございました。この辺で意見交換を終了させていただきます。

皆様からいろいろご意見をいただきました。これは答申本文も、それ以降の行政の在り方についても、十分ご配慮いただければと思います。ご意見を踏まえまして、最終的な言葉の整理も含めまして、答申と、それから意見に対する考え方について、私の方に一任をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、本件につきましては、12月18日(木)に

開催を予定されております情報通信審議会の総会において、当部会から答申（案）として提案することといたします。

委員会の廃止について

(山内部会長) 最後に、委員会の廃止について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(蒲生管理室長) 事務局です。委員会の廃止についてご説明いたします。資料5-5をご覧ください。

1 ページ目、基本政策委員会の廃止（案）でございます。本日もご審議いただきました平成26年2月3日付け諮問第21号「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」につきましては、先ほどのご報告をもちまして基本政策委員会の役割が終了することとなります。追って開催される情報通信審議会総会におきまして最終答申が行われましたら、同日付けをもって当該委員会を廃止することをご提案いたします。

当該委員会につきましては、2 ページに参考として付けております2020-ICT 基盤政策特別部会決定第1号により設置しておりましたので、これを1 ページの案により廃止するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(山内部会長) ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたらご発言願いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただ今のご説明のとおり、諮問事項の調査検討終了のため、資料5-5のとおり基本政策委員会を廃止することといたします。

閉 会

(山内部会長) 以上で本日の議題は終了でございます。委員の皆様から特段のご発言はございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

(山内部会長 挨拶)

(山内副会长) それでは、今日は最後の会合ということになりますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

当部会につきましては、2020年代を見据えまして、世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展によって、経済の活性化と、それから国民生活の向上を図るということで議論を始めました。

本年の2月に第1回を開催したわけでありまして、当部会につきましては計5回、皆様にご出席をお願いいたしまして、また、当部会の下に設けました基本政策委員会については計16回も開催しており、非常に回数の多い部会、委員会であったと思います。皆様におかれましては、精力的にご議論いただきまして、ありがとうございました。限られた時間の中ではございましたけれども、新しい時代にふさわしい制度をどのように作っていくのか、方向性を皆様のおかげである程度示すことができたのではないかと考えております。

情報通信はこれからの日本の経済を、あるいは成長を支える極めて重要な産業でございます。今回の議論が情報通信産業の発展あるいは日本経済の成長につながっていくことを期待するところでございます。

皆様の幅広いご見識から貴重なご意見あるいはご議論いただきまして、誠にありがとうございました。ご協力に感謝いたします。

それでは、総務省の桜井総務審議官からご挨拶をいただけるということですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(桜井総務審議官 挨拶)

(桜井総務審議官) 当部会の委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しいときにご参集いただきまして、また、本日は答申(案)をおまとめいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど山内副会长からお話ございましたように、2020年代に向けた情報通信政策の在り方、2月に諮問をさせていただきましてから当部会と基本政策委員会、合わせますと21回という大変な短期間に精力的なご議論をいただきました。誠にありがとうございました。

また、検討内容も大変幅広くて、イノベーションを見据えた制度の設計、制度の改革でありますとか、あるいは消費者保護ルールの実現でありますとか、あるいは東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、新しい時代へのICTの在り方ということで、大変幅広いご提言を盛り込んでいただいているところでございます。

総務省といたしましては、ちょうど来年が通信自由化30年という節目になりますけれども、いただきました答申(案)にある提言を着実に政策として実行してまいりたいと思っております。

重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも引き続き情報通信政策にご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございます。

(山内部会長) どうもありがとうございました。それでは、以上で閉会とさせていただきます。

ご熱心な議論、ご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。